

SDGs 宣言達成状況報告書

私たちは、宣言書に記載した取組目標の達成状況を次のとおり報告し、
持続可能なまちづくりに向けて、次のとおり取り組むことを宣言します。

〈宣言日・変更日〉2021年1月18日

事業所・団体等又は関連事業者等としての2030年の（又は中長期的な）あるべき姿			
障害者福祉や障害者差別解消の推進を通して、障がいのある方の権利擁護を図り、地域において「誰も取り残さない」社会の実現を目指す。			
事業所・団体等又は関連事業者等としてのねらい、特徴的な活動			
当協会は静岡市内の三障がい（身体・知的・精神）の各団体が、障がいの種別を超えて結集し発足した団体である。地域で暮らす障がい者に対する相談支援事業を通して、障害者福祉の向上を目指す。			
目標に関連する取組内容			
ゴール	昨年末までの取組目標	取組目標の達成状況	本年末までの取組目標
	生活困窮の状態にある障がい者の相談事例は今後も増加するものと推定される。相談ケースの半数以上を具体的な支援につなげる。	生活保護申請の同行や、生活困窮者自立支援事業につなげるとともに、適切な就労支援事業所と連携した。	コロナ禍による失業や仕事の減少については、障がい者も例外ではない。また、障がい者の家族の失業等も予想され、障がい当事者（本人）だけでなく家族の支援にも取り組む。
	地域包括ケア型の支援をめざし、障がい福祉分野以外の多職種（地域包括支援センター、子育て支援センター、医療機関など）の連携を働きかけ、ニーズを掘り起こす。	地域包括支援センター、子育て支援センターなどにも当協会の研修会に出席いただき、相互の理解を深める取り組みを行った。また、通院や健診への同行など健康づくりにもつなげた。	障がい当事者の子と高齢者の親の抱える問題（いわゆる8050問題）は喫緊の課題であり、今後も地域包括支援センターや医療機関との連携を進めていく。
	静岡市内では、車いす常用の児童生徒は、学区の小中学校に登校できない状況にあり、教育分野での障がい児者に対する合理的配慮の提供について助言し、その充実に努める。	静岡市特別支援教育連携会議に出席し、障がい児の進学や教育分野での合理的配慮の提供について助言を行った。	教育機関の合理的配慮の提供は、障がい児本人はもちろん、障がいがある保護者にとって、授業参観や学校行事への参加などで必要になってくることである。今後も、会議等を通して働きかけに取り組む。
	国際障害者権利条約に於いても、障がいのある女性について二重の差別があることが指摘されている。市民、企業に対して、LGBTの理解・啓発（性自認の多様性に配慮）を行う。	LGBTについて、理解・啓発を狙った研修会の開催を検討したが、新型コロナウイルス感染予防のため、開催できなかった。	開催できなかった市民向けの研修会の実施を通して、LGBTを含めたダイバーシティの啓発を進める。
	静岡市障害者自立支援協議会の就労支援部会と連携し、職場における合理的配慮の提供について助言し、障がいのある人が働きやすい職場を目指す。	障害者相談のほか、関係機関（市、ハローワーク）と連携し隔月で障がい者就労ワンストップ相談会を実施した。	障がい者の就労は、社会参加の上で重要であるため、引き続き職場の理解や合理的配慮の提供を働きかけ、働きやすい職場環境をめざしていく。
	「障害者の権利条約」や「障害者差別解消法」の市民への一層の理解・啓発に努める（障がい者差別解消好事例の紹介、協議の場づくり）。	静岡県社会福祉士会と連携し、障がい者差別の相談窓口への相談員を派遣し、相談事例の対応に協力した。	静岡県社会福祉士会との連携を進めつつ、当協会としても静岡市民に向けた「障がい者の権利条約」や「障害者差別解消」への理解・啓発に努める。
	ユニバーサルなまちづくり（都市機能や都市交通を含む）の推進のため、障がい当事者からの発言を増やし、市民や事業者行政を入れた協議の場をつくる。	誰もが住みよいまちづくりのため、都市や公共交通機関のバリアフリーについて、障がい当事者の目線で考える活動、具体的には会員団体で構成する委員会の開催（月1回）に取り組んだ。	行政、公共交通事業者を交えた交通バリアフリーの協議会への参画を目指し、障がい当事者の意見が都市計画や公共交通に反映されるよう意見の発信を進めていく。
その他	災害時にも障がいのある人が取り残さないよう、平常時からの相談支援体制をつくり、個別避難支援計画の作成を支援し、避難所等での生活を支援するしくみをつくる。	静岡市障害者自立支援協議会内に災害後の障がいのある人への支援プロジェクトチームが発足し、当協会が推進役として事務局になった。 11月に西豊田学区と連携し、感染症に配慮した避難所の開設訓練を行い、災害時要援護者に配慮した避難所運営について企画運営した。	災害時にも障がいのある人が取り残さないためには、平常時からの相談支援体制が大切である。昨年発足したプロジェクトチームを一層充実させ、日常生活からの防災を考えていく。 また、当協会のBCP（事業継続計画）を作成する。

（記載上の注意）

- 1 取組は3～5つの目標に関する取組を記載してください。
- 2 取組のない目標については、行ごと削除してください。
- 3 目標はなるべく定量的に記載してください。
- 4 ゴールとの関連が不明なものは「その他」に記載してください。
- 5 取組目標については、毎年1月に達成状況を報告していただきます。

事業所・団体等又は関連事業者等の名称	特定非営利活動法人静岡市障害者協会 (本社が届け出る場合はその事業所の数 1)		
業種	12. 医療、福祉		
代表者 職・氏名	職名	会長	
	氏名	牧野善裕（まきのよしひろ）	
所在地	〒420-0854 静岡市葵区城内町1番1号 静岡市中央福祉センター		
URL	http://www4.tokai.or.jp/shizu-shokyo/		
従業員（構成員）数	男性	5人	女性 3人 計 8人